

ブログも更新中！是非ご覧ください！

<http://d-produce.net/>

Facebook <https://www.facebook.com/d.produce>

Dプロニュース

ご連絡先：〒231-0012

神奈川県横浜市中区相生町 1-15 第二東商ビル 6F

TEL:045-226-5482 FAX:045-226-5483

E-Mail:info@d-produce.com

HP:<https://www.d-produce.com>



再びの緊急事態宣言とコロナ鬱防衛策

◆再びの緊急事態宣言

新型コロナの陽性者急増を受け、1都3県について再び緊急事態宣言が出されました。これを受け、テレワーク等の強化を促す政府の姿勢に合わせる企業も多いかと思えます。

ただ、こうした流れで気になるのが、コロナ鬱です。昨年に緊急事態宣言が出された後にも問題となっています。

◆最近の調査研究から

収入の減少や様々な他者との接触機会の減少などから、うつ状態や自殺念慮に関するリスクが高まることが知られています。

最近の独立行政法人経済産業研究所の調査研究では、世帯収入や預貯金額の少ない人々、世帯収入が1年前よりも減少した人々、過去1か月間に仕事以外で電話などの音声によって頻繁に連絡をとった人々、新型コロナウイルスに感染したと診断された人々、昨年同時期よりも運動量が減った人々は、うつ病や自殺念慮を有する割合が高かったそうです。

一方で、相談相手のいる人々、過去1か月間に仕事以外で知り合いと直接会った人々、過去1か月間にLINEなどの音声を伴わないリアルタイムでの連絡を頻繁に行った人々、規則正しい生活を送る人々は、うつ病や自殺念慮を有する割合が低かったということです。

◆防衛策として

コロナ禍であっても、知人との適度なコミュニケーションをとる、困ったことが起きたら1人で溜め込まずに適切な相手に相談をする、起床・就寝・食事時間などの生活リズムを一定にして過ごすことが、個人でできるコロナ禍におけるメンタルヘルス対策として有効である可能性があります。

また、日ごろの運動量を可能な範囲で維持することも重要とされ、コロナの猛威が喧伝されたとしても、防衛策のひとつとして、適度な運動は必要なようです。

によると、首都圏在住の勤労者(男性)の、出勤時の歩数は平均で1万歩程度、休日の歩数は7,000歩程度だそうです(日本産業衛生学会「産業衛生学雑誌」2006-48、https://www.jstage.jst.go.jp/article/sangyoeisei/48/5/48_5_176/_pdf-char/ja)ので、テレワーク中でもこれくらいの歩数またはそれに相当する程度の運動量が必要なのでしょう。

通勤がないから楽でいいや、とテレワークの恩恵に浸りすぎてしまい、心まで病まないように気を付けたいところです。体温が上がると体の免疫力も上がることが知られています。日頃、運動習慣のない人は余計に気を付けたいですね。

会社としては、そうした情報を社員に伝えること、また単純なことですが、テレワークしている社員からのメッセージにはできる限り即レスする等、コミュニケーションは「密」が良いようです。

【独立行政法人経済産業研究所「第3波直前の我が国における、コロナ禍でのうつ状態と自殺念慮に関するリスクの検討:「新型コロナウイルス流行下における心身の健康状態に関

する継続調査」第一回調査結果より】
<https://www.rieti.go.jp/publications/nts/20j044.html>

就職氷河期世代の就業支援に向けたハードル

民間の調査会社のディップ総合研究所が、35～54歳の有期雇用就業者（学生を除く）または無職の求職者を対象とした「就職氷河期世代の就業意向調査」の結果を発表しました。調査は2020年11月25日（水）～2020年12月1日（火）にかけて、47都道府県内の18～69歳の男女のうち、学生を除く有期雇用就業者もしくは無職の求職者を対象に行われ、本レポートにはこのうち、35～54歳の1990年代～2000年代の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる就職氷河期世代の1,667サンプルが利用されました。

◆正社員として働くことへの希望

現在、無職や非正規雇用で就業している氷河期世代の方のうち、「正社員として働きたい」と思っている人の割合は、「正社員で働きたい」17.5%、「正社員で働きたいが、現在の雇用形態でも許容できる」28.4%を合わせて45.8%。正社員として働きたいと思いつつも、現状は別の雇用形態で就業している方が半数近くいることがわかりました。雇用形態別では、契約社員と派遣社員の6～7割近くが、正社員という雇用形態を希望しています。

◆正社員として働けていない理由

現在、正社員として働けていない理由は、1位「転職をするうえで年齢が壁になり、採用されなさそうだから」35.9%、2位「再就職に自信がないから」22.5%、3位「正社員の仕事に、自分でもできる仕事があるか自信がないから」「転職をする上で学歴・職歴などに自信がないから」21.9%となり、年齢に対する不安が圧倒的に大きいことがわかりました。

◆就業支援に対する希望

望まれる具体的な支援内容としては、1位「職

業あっせん先での就業体験・研修」22.7%、2位「職業あっせん先の見学」21.8%、3位「応募書類作成」20.2%となっています。正社員としての採用にハードルが高いと感じる人が多いなか、座学や研修などといった自己研鑽のための項目よりも職業あっせん先に関するものが上位を占めていて、個人で転職活動をするのではなく、就職から定着までを支援してほしいといった要望が多いことがわかりました。

現在、政府や自治体がさまざまなかたちで就職氷河期世代活躍支援に向けた対策を講じていますが、本調査では「興味関心はない」と37.7%が回答している一方で、「どのような支援があるのかわかりやすく知りたい」35.5%、「支援内容を具体的に教えてほしい」29.7%と、約3割が活躍支援について前向きな考えを持っていることもわかりました。政府・自治体のさらなる支援策やその周知が求められる一方、人手不足のなか、企業もこの世代の活用に向けた積極的な取り組みが望まれるところです。

【ディップ総合研究所の氷河期世代の就職動向に関する調査について】

<https://www.baitoru.com/dipsouken/all/detail/id=460>

3月1日から障害者雇用率が引き上げられます

◆改正の概要

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念のもと、障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）において、事業主には、障害者雇用率以上の割合で対象障害者を雇用する義務が課されています。この法定の障害者雇用率が、令和3年3月1日から0.1%引き上げられることになりました。

改正の経緯としては、平成30年4月1日施行の改正で、法令上は、2.0%から「2.3%」に引き上げられました。ただし、経過措置として、平成30年4月1日から起算して3年を経過する日より前に廃止することとして、当分の間は、「2.2%」と

することとしていました。

この経過措置の廃止の期日が、「令和3年3月1日」とされ、結果的に、同日から法令上の「2.3%」が適用されることになりました。

◆障害者雇用率

事業主(国および地方公共団体を除く)は、その雇用する対象障害者(※)である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる)以上であるようにしなければなりません(障害者雇用促進法43条1項)。

※対象障害者とは、身体障害者、知的障害者または精神障害者(精神保健および精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る)をいいます(障害者雇用促進法37条2項)。

この障害者雇用率が、3月1日から以下のとおりとなります(いずれも同日前より0.1%引上げ)。

- ・一般事業主(一定の特殊法人を除く)
.....100分の2.3
- ・一定の特殊法人
.....100分の2.6
- ・国・地方公共団体(都道府県等の教育委員会を除く).....100分の2.6
- ・都道府県等の教育委員会
.....100分の2.5

◆障害者雇用率の引上げの影響

障害者雇用率の引上げに伴い、対象障害者を1人以上雇用する義務のある一般事業主(一定の特殊法人を除く)は、常時雇用する労働者の数が43.5人以上の事業主となります(1人÷100分の2.3=43.478≒43.5人)。

この事業主には対象障害者の雇用義務のほか、次の義務・努力義務が課せられます。

- ・毎年、6月1日現在における対象障害者である労働者の雇用に関する状況を、翌月15日までに、管轄公共職業安定所長に報告する義務(障害者雇用促進法43条7項)
- ・障害者雇用推進者を選任する努力義務(障

害者雇用促進法78条)

2月の税務と労務の手続提出期限

[提出先・納付先]

1日

- 贈与税の申告受付開始<3月15日まで>
[税務署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

16日

- 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで>[税務署]
※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

3月1日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第4期>
[郵便局または銀行]
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

編集後記

初めまして、昨年の九月からD・プロデュースのメンバーの一員として働かせて頂いております、小峰と申します。宜しく願い致します。一月往ぬる二月逃げる三月去ると言いますが本当に時の早さを実感しております。

月曜日になり、また今日から一日がんばろうと自分に喝を入れ深呼吸をしようと息を吸い込み、息を吐く時には金曜日・・・

体感的にはこの早さです。時の流れの早さに自分の体だけが置いていかれてしまっているような不思議な感覚を味わっております。

時の流れの早さといえばマスクが欠かせなくなり、自粛生活が始まってもう少しで一年が経ちますね。

生活や仕事の仕方、人との関わり方が大きく変わった一年だったのではないのでしょうか。

皆様はどのように変わりましたか。

コロナ禍によって外出自体が減り、仕事ではテレワークが導入され、プライベートではいかに自宅で楽しめるか、生活を自宅で完結できるか工夫することが多くなったのではないのでしょうか。

どうやら、人が生活していく上で欠かせない『衣食住』の中でも『住』に関することについて意識や考え方が少しずつ変わり始めているようです。今までは住宅選びで重きを置かれていたのは交通の便利性或立地など【外に出る】ことから、第一空間(住居)の中に第二空間(職場)が出来ることにより今までなかった第三空間(住居でも職場でもないプライベート空間)の必要性や工夫を求めていく【家の中】に意識を向ける方が増えてきているようです。

新しい生活様式は、新しい生活習慣を生み出し、それに対応するように

今や住宅に関連する様々な会社の方々が色々な発想、着眼点を元に思わず声が出てしまうようなデザインや空間が生み出されています。

これまで通りを当たり前にするのではなく、常に問題改善のためにどうするべきかを考え行動することは簡単なことではないですよ。

私も常に固定概念にとらわれず今ある形に疑いを持つんだ！

と心意気だけは一人前にあるのですが・・・(笑)
with コロナではなく、after コロナに向けて、もう少しの辛抱であって欲しいと願わずにはられないですね。

皆様もお体をご自愛くださいませ。